

性風俗関連特殊営業を営む店舗に対する立入検査の実施結果について

千葉市消防局では、12月17日に埼玉県さいたま市で発生した特殊浴場の火災を受けて、市内における類似火災の発生を防止するため、立入検査を実施しました。

このたび、立入検査の結果がまとまりましたので、お知らせします。

1 実施日時

平成29年12月19日（火）～12月26日（火）

2 実施対象施設

風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗 48施設
（今年度既に立入検査実施済み施設を含む。）

3 検査項目

- (1) 防火管理状況
- (2) 消防用設備等の維持管理状況
- (3) 消防用設備等の点検実施報告状況
- (4) 避難施設及び防火施設の維持管理状況
- (5) その他（火気使用設備等の維持管理等）

4 消防法令違反の指摘状況（※詳細は別紙「対象施設の立入検査結果」のとおり）

実施した48施設のうち38施設に次の消防法令上の指摘事項がありました。

主な内容は次のとおりです。

<主な消防法令違反事項>（1つの施設において、複数の違反事項を確認しているものもあります。）

違反事項	指摘件数
防火管理体制の不備（防火管理者未選任、消防計画の未作成、消防訓練の未実施等）	47件
消防用設備等の維持管理の不備（消火器、自動火災報知設備、誘導灯等）	19件
消防用設備等の点検実施報告状況	15件
避難施設及び防火施設の維持管理の不備（防火戸閉鎖障害、階段に物品の存置等）	7件
その他（ボイラー室周囲に可燃物等の放置）	1件
合計	89件

※建築基準法令上に関しては、都市局において現在調査中です。

5 今後の対応

指摘事項に対する改善の報告を求め、速やかな改善を促すとともに、履行状況に応じて是正指導や違反処理を行い安全・安心の確保に努めます。